

令和5年度「埼玉県中小企業等外国出願支援事業補助金」(2次募集)
公募要項

1. 趣旨

この事業は、優れた技術等を有し、かつ、それらを外国において広く活用しようとする埼玉県内中小企業者等の特許等の外国出願を支援するために、公益財団法人埼玉県産業振興公社(以下、「公社」という。)が予算の範囲内で補助金を交付し、国際競争力の向上及び経営基盤の強化、海外市場への新たな参入や事業展開を図るものです。

2. 申請者資格(交付要綱第2条第3項及び実施要領第4条)

埼玉県内に本社または事業所を有し、(1)(2)のいずれにも適合する中小企業者等であること

(1) 以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

(ア) 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業

(イ) (ア)で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの)

(ウ) 地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(NPO法人)

※以下の中小企業者(みなし大企業)は除く

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業(特定ベンチャーキャピタルは除く)の所有に属している
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が複数の大企業(特定ベンチャーキャピタルは除く)の所有に属している
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている
- ・資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- ・間接補助金申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

(2) 実施要領別紙(本公募要項の最終頁に掲載)の「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項のいずれにも該当しない者

※実施要領第25条のとおり、交付申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。

<参考・中小企業支援法第2条に規定する中小企業者>

製造業、建設業、運輸業等 うちゴム製品製造業	資本金3億円以下又は従業員300人以下 資本金3億円以下又は従業員900人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業	資本金5千万円以下又は従業員100人以下
うちソフトウェア業／情報処理サービス業	資本金3億円以下又は従業員300人以下
うち旅館業	資本金5千万円以下又は従業員200人以下

3. 対象となる出願（実施要領第4条）

以下の（1）（2）の要件を満たす外国出願です。

- （1） 既に日本国特許庁に行っている出願（国内出願）と同一内容で、交付決定後から令和6年1月15日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了する（ア）～（オ）のいずれかの外国出願
- （ア） パリ条約等に基づき優先権主張をして行う外国出願
（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない）
- （イ） 国内出願を基礎とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT出願）を利用して、各国への国内移行を行う出願
- （ウ） ダイレクトPCT出願（優先権主張せずに直接する国際出願）であって、日本国を指定締約国に含んで各国への国内移行を行う出願
- （エ） ハーグ協定に基づく外国特許庁への国際意匠出願（ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む）
- （オ） マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願（マドプロ出願）
- （2） 外国出願の基礎とする国内出願と、予定している外国出願の出願人名義が、本補助金の申請者と同一である出願

【留意事項】

- ・ PCT出願自体は助成対象外です。
- ・ 採択決定前に外国出願（国内移行）が完了している案件は助成対象外です。
- ・ 公社とジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）等における同一案件の併願（重複）申請はできませんが、ジェトロで不採択が確定した後であれば、当公社に申請することは可能です。

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html

（令和5年度ジェトロ公募期間）

- 1回目：令和5年5月8日（月）～5月19日（金）
- 2回目：令和5年7月3日（月）～7月14日（金）
- 3回目：令和5年9月4日（月）～9月15日（金）

4. 申請条件（実施要領第4条）

以下の（1）～（3）の条件を満たすことが必要です。

- （1） 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任代理人）の協力を得られること、現地代理人に直接依頼するか国内外代理人に依頼せずに自ら出願（マドプロ出願等）する場合においては自らの責任で同等の書類を提出できること

- (2) 事業完了後5年間の状況調査（査定状況報告、フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力すること
 ※過去に本補助金を利用した事業者で、直近のフォローアップ調査および査定状況報告書（全ての出願の査定結果が出るまで）を提出していない場合は原則採択されません。
- (3) 審査請求が必要な国については各国特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行い、中間応答の必要が生じたものについて応答すること（やむを得ない理由により中間応答を断念する場合には事前に事情説明書を提出し、公社の承認を得る必要があります。）

5. 補助率・上限額、助成対象経費（実施要領第4条、第5条）

- (1) 補助率は助成対象経費の1/2以内です。
- (2) 上限額は以下のとおりです。

1企業に対する補助金の総額	300万円
1案件に対する補助金の総額	特許出願 150万円 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願 （冒認対策を除く）60万円 冒認対策商標 30万円

【留意事項】

- ・複数の外国出願を補助対象とすることも可能です。
 ※1案件の数え方
 基礎出願Aを米国・欧州・中国の3か国に出願…1案件
 基礎出願Bを米国に出願、基礎出願Cを中国に出願…2案件
 - ・複数案件を申請する場合、案件ごとに申請書を作成する必要があります。
 （ハーグ出願の場合、複数の基礎出願を1つにまとめて申請できる場合があります。）
 - ・他の事業者と共同で外国出願を行う場合には、申請者の持ち分比率に応じた額（申請者が負担した額の範囲内）を助成対象経費とします。
 - ・上限額はジェットロ等他機関で実施する当事業の補助額との合算となります。
 - ・当事業の補助金と各種補助制度等による補助金が重複することによって、補助金の合計金額が助成対象経費を上回ることはできません。
- (3) 交付決定日後から令和6年1月15日までに発生し、実績報告書の提出期日*までに支払いを行った以下の経費が助成対象経費となります。

外国特許庁への出願費用（庁費）	<ul style="list-style-type: none"> ・出願国への出願手数料（パリルート等で出願した当該外国の出願手数料/PCT国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く）） ・WIPO（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 ・外国特許庁へ出願料と同時に支払うことの出来る費用（審査請求料、優先権主張料、補正料、出願維持年金、PPH費用など）
-----------------	--

現地代理人費用 国内代理人費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記外国出願に係る国内及び現地代理人（選任代理人）費用 ・ 振込手数料・送金手数料及び振込に要する費用 ・ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請費用、委任状作成費用等）
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

※実績報告書の提出期日：事業完了後30日以内または令和6年2月15日のいずれか早い日まで
事業完了…外国出願手続の完了後、国内代理人への支払を終えた、もしくは出願番号が付与された時点

【留意事項】

以下のような経費は助成対象外となります。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行技術調査／先行登録調査に係る費用 ・ 本補助事業で提出する書類（申請書・実績報告書等）作成に関する代理人費用 ・ 交付決定日より前に発生した費用（交付決定前に行った代理人への依頼に基づく経費等） ・ 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 ・ 本補助事業で提出する書類（請求書・受領書等）に関する翻訳費 ・ 一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁に支払った費用（出願後の自発の補正・出願に不備等があった場合の補正・中間手続きにかかる経費・審査請求料・登録料・維持年金など） ・ PCT国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料） ・ 日本国特許庁に支払う印紙代（マドプロ出願手数料、優先権主張に係る費用） ・ 海外へ送金する場合、本補助金と関係ない案件と一緒に支払った場合の銀行送金手数料（同国に複数回支払った場合は、銀行手数料は原則1回のみが対象） ・ 仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用※

※選任代理人と現地代理人との間に仲介業者（現地代理人との連絡を取る別の代理人等）が介在する場合、仲介業者へ支払う費用（仲介手数料）は、介在の必要性（「合理的な理由」や「選任代理人との業務分担」、「料金の妥当性」）が認められない限り、対象とはなりません。

出願費用の減免などの制度が利用できる場合には、積極的に利用してください。

<参考：特許庁>

- ・ 国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html
- ・ 国際出願促進交付金の交付申請手続
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html

6. 申請手続

(1) 公募期間

令和5年8月17日（木）～9月7日（木） 17：00

(2) 提出書類（様式）の入手方法

交付申請書等様式の申込フォーム (<https://forms.gle/ziC1PsNPUSRv6g6F6>) からお申込みください。

(3) 申請に関するご相談

海外での事業展開を進めるためには、本事業を利用して外国出願を行う前に、海外進出の目的・進出形態に応じた知的財産面でのリスクや必要な対策、外国出願の要否やメリット・デメリット・中間応答等の外国での権利化に至るまでの手続、費用対効果等を正しく認識することが重要です。

本補助金の申請に関するご相談のほか、上述する事項等への理解を深めるため、下記相談窓口に一度ご相談いただくことをお勧めします。

<相談窓口（秘密厳守・相談無料）>

INPIT 埼玉県知財総合支援窓口（運営主体：（公財）埼玉県産業振興公社）

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/saitama/>

TEL：048-621-7050

【相談内容の例】

- ・海外展開における知財リスクや注意点
- ・出願（移行）国の選定
- ・外国出願の必要性や知財戦略
- ・本補助金の申請に関する Q&A

（例：申請対象となる申請者/出願かどうか、助成対象経費となるか否か、国内代理人の探し方等）

- ・本補助金申請書の記載内容に対するコメント

※同窓口の支援はあくまでも「助言」であり、法的責任を負うものではありません。

最終的なご判断は相談者ご自身でお願いいたします。

※同窓口にご相談いただいた否か自体は審査には影響しません。

※申請書類の代理作成や、細かな添削・指導には応じられません。

(4) 申請書等の事前確認について

完成した申請書等の事前確認を希望される方は、8月31日（木）17時までに下記（5）のアドレスにEメールデータを送付の上、事務局にご相談ください。

（上記期限以降のご連絡には応じられないおそれがあります。予めご了承ください。）

※送付時の注意事項は（5）を参照してください。

(5) 申請書等の提出方法

公募期間内に（6）記載の書類一式を電子データにて下記Eメールアドレスにご提出ください。

<送付時の注意事項>

- ・様式第1-1（様式第1-2）及び様式第1-1（様式第1-2）の別紙協力承諾書、添付書類の資金計画（資料No7）は【Word形式】で、その他のデータについては【PDF形式】にて送付してください。
- ・PDFファイル（添付書類）は、基本的に（6）イの資料Noに沿って（頁数の多い書類は分割可）ファイル名に番号を付してください。
- ・メールの件名には必ず【R5 外国出願補助金】と入れてください。
- ・データサイズが大きい場合にはオンラインのファイル転送サービスにてご送付いただいても構いません。
- ・メールで送れない場合は、CD媒体（CD-R、CD-RW等）に記録して郵送してください。（USBメモリ不可）
- ・申請書等、機密情報・個人情報を含む書類は必ずパスワードをかけて送信してください。（圧縮ファイルにパスワードをかける等）
- ・提出書類は採択・不採択にかかわらず保管します。

公益財団法人埼玉県産業振興公社 新産業振興部 産学・知財支援グループ 山極・川口 宛 〒338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階 電話：048-621-7050 Eメール：chizai@saitama-j.or.jp

（申請について）

政府の補助金申請システム「jGrants (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)」を利用した申請も可能です。ただし、出願に関する情報や交付申請書を含む添付書類等はすべて先に記載のEメールよりご提出いただく必要があります。

（6）提出書類

ア 申請書

- ・様式第1-1（冒認対策商標の場合は様式第1-2）の交付申請書 ※押印不要
- ・様式第1-1の別紙 協力承諾書（冒認対策商標の場合は様式第1-2の別紙第1）
※押印不要

国内代理人に外国出願に関する手続きを依頼しない場合は、様式1-1の「15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）」欄に「選任弁理士に依頼する場合と同等の書類を自らの責任で補助事業者あてに提出できる」旨の記載（宣誓）をもって、協力承諾書の提出は不要です。

イ 添付書類

資料 No	添付書類	法人	個人事業 者	事業協 同組合	商工会、 商工会議 所	NPO 法人
1	登記簿謄本（最新情報記載のもの）の写し	○			○	○
	住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し		○			
	定款			○		
2（注1）	事業概要	○				
	事業者の概要		○			
	組合員名簿			○		
3（注2）	役員等名簿（様式1-1または1-2の別添）	○	○	○	○	○
4（注3）	直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）の写し	○		○	○	○
	直近2期分の確定申告書の控え等		○			
5（注4）	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類	○	○	○	○	○
6（注5）	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等	○	○	○	○	○
7（注6）	外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）	○	○	○	○	○
8（注7）	先行技術調査等の結果 （交付申請書への記載のみの場合には不添付も可）	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
9	※外国特許庁への出願が共同出願の場合持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
10	※交付申請書への記載以外に添付するものがある場合（任意） 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し（冒認対策商標以外の場合） 出願する商標を使用する製品等の参考資料（冒認対策商標の場合）	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
11	※賃上げを実施する企業への加点措置を	(○)				

(注8)	希望する場合 「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」				
------	---	--	--	--	--

(注1) 事業概要が明記されているパンフレット（会社案内等）で代用可能

(注2) 別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載

(注3) 創業1年以上2年未満の場合：1期分の決算書に加え、預金残高証明（直近及び3か月前の2通）を併せて提出

創業1年未満の場合：決算書に代えて、法人設立届出書／開業届、預金残高証明書（直近及び3か月前の2通）、事業計画書、収支計画書を提出

(注4) 出願日・出願番号・出願内容が確認できる書類（下表をご参照ください）

<p>ア 基礎出願の出願書類</p> <p>(a) 特許出願(日本国内の出願)：受領書、願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約 (PCT国際出願)：受領書、願書、明細書、請求の範囲、図面、要約</p> <p>(b) 実用新案登録出願：受領書、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約</p> <p>(c) 意匠登録出願：受領書、願書、写真または図示的表現</p> <p>(d) 商標登録出願：受領書、願書（登録になっている場合は商標登録証）</p>
<p>イ 基礎出願が優先権主張を伴う場合、優先権主張の基礎となる出願の出願書類等</p>
<p>ウ 基礎出願の応答書類：拒絶理由通知書、意見書、手続補正書 等</p>
<p>エ PCT国際出願について提出されたPCT第19条(1)の規定に基づく補正書、 PCT第34条(2)の規定に基づく補正書</p>

(注5) ・国毎、項目毎（外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用）に分けて金額を明記

・申請時に確定した金額が補助上限額となるため、為替レートは変動を考慮して設定することを推奨します

・現地代理人の事業所名及び所在国を明記

(注6) 公社ホームページよりダウンロードして使用

(注7) 選考時に外国での権利取得可能性について適正な評価を受けられる調査報告書を提出

・調査結果に加え、調査種類（データベース名）、調査対象範囲（調査対象期間・検索式・抽出件数）、調査実施者（調査経験年数）等を明記

・PCT出願に関する国際調査報告書（ISR）がある場合には、ISRの提出による代用が可能

・調査結果により外国での登録が困難と判断される場合（PCT出願のISRで国際調査機関より「X」「Y」等の結果が出た場合等）は対応策について記載された書面、及びその対応策での登録可能性を説明する資料（追加の調査結果等）を添付

・基礎出願が特許査定となっている場合は特許査定通知等の写しによる代用が可能（商標は不可）

・商標や意匠の場合、出願予定国に関する先行登録調査結果（国際機関や出願予定国等における無料データベースを用いた検索結果）を提出

<参考：無料検索サイトの例>

・J-PlatPat（特許情報プラットフォーム） <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

・TMview（先行登録調査） <https://www.tmdn.org/tmview/welcome>

・ASEAN-TMview <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>

・世界的所有権機関（W I P O） Global Brand Database
<https://www.wipo.int/reference/en/branddb/>

・米国特許商標庁（U S P T O）の商標検索サイト
<https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/search-trademark-database>

・中国国家工商行政管理総局商標局（S A I C）の中国商標網
<http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do>

・WIPO Global Design Database
<https://www.wipo.int/reference/en/designdb/>

・Design-view
<https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome#/dsview>

（注8） 公社ウェブサイトからダウンロードして使用

※詳細は誓約書・表明書様式に添付の「留意事項」を確認

※本補助金は提出書類をもとに書面審査にて採否を決定するため、下記の項目については特に具体的な内容でご提出されることお勧めします。

○申請書様式 1-1（1-2）

- ・ 10 外国特許庁への出願動機・目的
- ・ 11 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）
- ・ 13 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

○添付書類

- ・ 5 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類
- ・ 8 先行技術調査等の結果
- ・ 10 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し（冒認対策商標以外の場合）
出願する商標を使用する製品等の参考資料（冒認対策商標の場合）

7. 選考

公社が設置する審査委員会にて選考します。

<選考基準>

①外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること
②補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に当該権利を活用した事業展開を計画している又は商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等であること
③先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること
④産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画、権利取得後の権利維持や事業展開等に必要な経営基盤を有していること
⑤当該補助金の交付を今までに受けた中小企業等においては、実施要領第23条の規定による査定状況等の報告を公社が確認できること

※なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには、一切応じられませんので、予めご了承ください。

<優遇措置>

以下の企業に対しては選考時に加点等の優遇措置を講じます。

- ・地域未来牽引企業（グローバル型）に選定されている企業
- ・JAPAN ブランド育成支援等事業採択企業（直近3年間）
- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択企業（直近3年間）
- ・賃上げを実施する企業
- ・今まで中小企業等外国出願支援事業を利用したことがない企業

賃上げを実施する企業への加点措置について

- ・申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額を、対前年（度）比1.5%以上増加させるかにより賃上げの判断をします。
- ・賃上げによる加点措置を希望する場合は、「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の提出により受領とします。
- ・採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- ・なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。
- ・賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- ・なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。

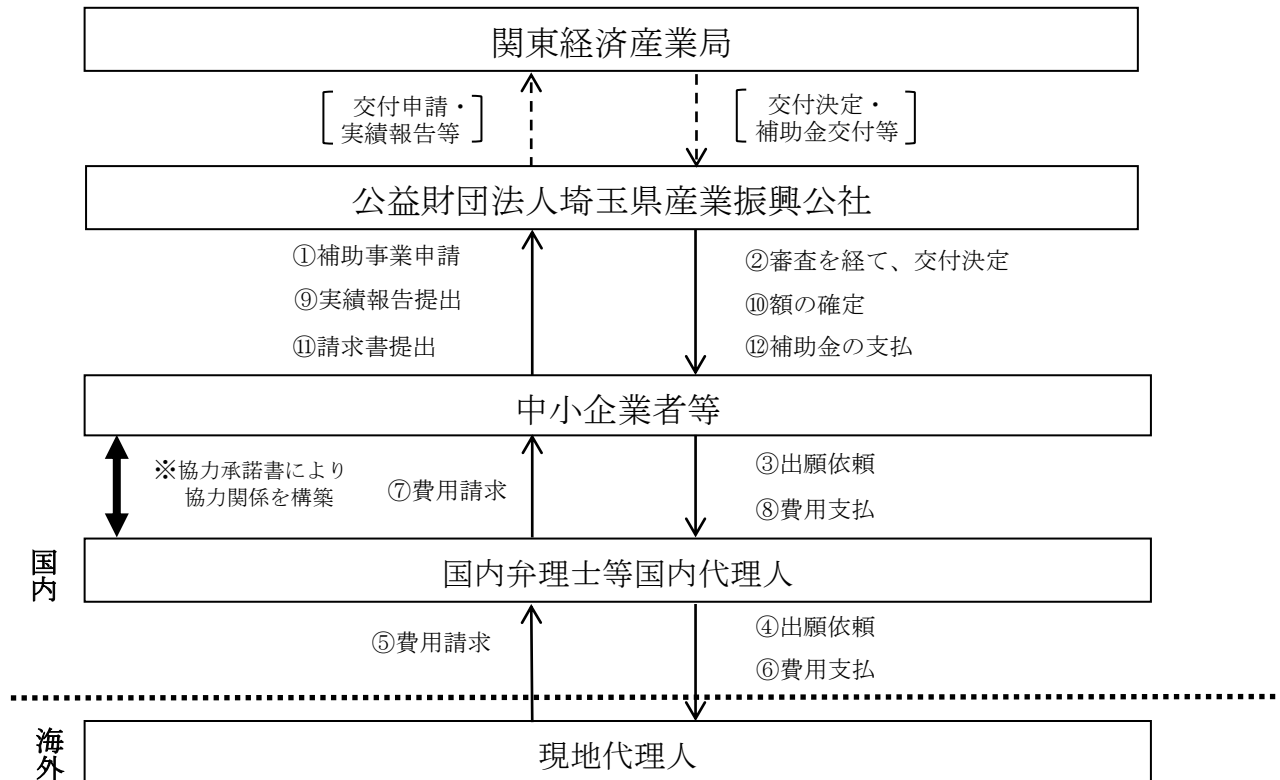
詳細は誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

8. 申請から補助金の支払まで

<本補助事業の流れ（イメージ）>

（※弁理士等の国内代理人に外国出願を依頼する場合には、事前に国内代理人から協力承諾書を受け取っていただく必要がございます）

① 中小企業者等から公社へ申請（令和5年8月17日～9月7日まで）
② 申請内容の審査 採択の場合、公社から中小企業者等へ交付決定の通知（令和5年10月20日頃予定）
③ 中小企業者等から国内代理人へ外国出願を依頼
④ 国内代理人から現地代理人へ外国出願を依頼し、出願（令和6年1月15日まで）
⑤ 現地代理人から国内代理人へ出願費用を請求
⑥ 国内代理人から現地代理人へ出願費用を支払い
⑦ 国内代理人から中小企業者等へ出願費用を請求
⑧ 中小企業者等から国内代理人へ出願費用を支払い
⑨ 中小企業者等から公社へ実績報告書を提出（事業完了後30日以内または令和6年2月15日のいずれか早い日まで）
⑩ 実績報告書に基づき、公社が補助額・補助対象経費を確定し、中小企業者等に通知
⑪ 中小企業者等から公社に対し、確定額が記載された精算払請求書を提出
⑫ 公社から中小企業者等に対して補助金の支払い（令和6年3月末日まで）



9. 交付決定時・交付決定後の留意事項（交付決定…令和5年10月20日頃予定）

（1）交付決定時

- ・審査委員会での選考結果や予算上の都合等により、申請額から減額して交付決定する場合があります。
- ・助成対象経費及び補助金額は、千円未満の端数は切り捨て処理をして交付決定します。

（2）交付決定後

- ・代理人がいる場合は交付決定されたことを必ず周知し、交付決定日以降に外国出願手続きを進めてください。
- ・申請した事業内容の変更や中止、外国出願自体の取下げ・放棄等は、特段の事情がない限り認められません。やむを得ない事情により、変更が生じる場合（出願国の変更、出願内容の補正等）及び、万が一事業を中止・廃止、外国出願自体の取下げ・放棄等する場合には、あらかじめ公社に事前連絡のうえ、様式第3による計画変更（等）承認申請書を提出し、公社の承認を得る必要があります。
- ・採択された場合、申請方法に依らず、GビズIDの取得を確認させていただきます。（GビズIDとは、J グランツなど電子行政サービスを利用する際のアカウントです。これまで利用していない場合は新たに取得させていただきます）

（3）事業完了後

- ・実績報告書及び外国出願の詳細がわかる書類や経費の支出根拠となる書類等を提出していただきます。補助対象外費用が含まれていたり、経費の支出根拠となる書類等に不備が認められた場合、補助額の全額又は一部が対象外となります。
- ・事業完了後においても外国出願の放棄等（例えば、拒絶理由通知に対する中間応答の断念）は、特段の事情がない限り認められません。やむを得ない事情により、万が一事業を中止・廃止、外国出願自体の取下げ・放棄等する場合には、あらかじめ公社に事前連絡のうえ、事情説明書を提出し、公社の承認を得る必要があります。
- ・事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後から5年間保存していただきます。
- ・本事業完了後5年間、特許等の取得・活用状況等について、特許庁が行うフォローアップ調査に回答していただきます。
- ・補助が行われた全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末時点の状況を5月末日までに提出していただきます（様式第9「査定状況報告書」）。
- ・上記フォローアップ調査および査定状況報告書を提出していない場合、原則次年度以降の本事業では採択されません。
- ・補助金の交付を受ける中小企業者等については、その名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額について公表させていただきます。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき